

「小規模事業者経営支援給付金」申請受付要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大する中、古平町内で経営する事業者（以下「町内事業者」）は観光客の急減や全国的に展開されている営業自粛等により大きな影響を受けています。

国はこれらの動向に対応するため、事業全般に広く使える持続化給付金（以下「国の持続化給付金」）を創設し、事業継続の下支えや再起の糧とするよう進めているところであります。

古平町としては、この持続化給付金に併せ小規模事業者経営支援給付金（以下「本給付金」）を給付することにより町内事業者がこの緊急時においても安定的に経営できるよう支援いたします。

2 給付対象者

国の緊急経済対策（令和2年度補正）による「持続化給付金」の給付決定を受けた町内事業者

3 給付額

国の持続化給付金の給付決定額の10%とします。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てることとします。

- ・法人 20万円上限
- ・個人 10万円上限

（例）国の持続化給付金の給付決定額が、525,653円の場合
 $525,653 \text{円} \times 10\% = 52,565 \text{円}$ （1円未満の端数切捨て）

4 給付方法

銀行振込 ※申請書に記載された銀行口座へ振り込みします。

5 申請に必要な書類

①交付申請書兼交付請求書

- ・古平町公式ホームページからダウンロードしてください。

（URL） <http://www.town.furubira.lg.jp/info/detail.php?id=189&preview=1>

- ・ダウンロードできない場合は、次の機関で配布いたします。

古平町役場産業課 古平町商工会 東しゃこたん漁協 本所

②国の持続化給付金の給付通知の写し

- ・給付額、給付者がわかる部分の写し

③通帳の写し

- ・口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページの写し

※上記以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出を求められることがあります。

6 受付期間

令和2年6月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで

7 受付方法

①申請書を持参提出する方法

- ・受付期間内に必要書類を、次のいずれかの機関に提出してください。

古平町役場 産業課 商工観光係 TEL 42-2181（内線45、52）

古平町商工会 TEL 42-2377

東しゃこたん漁協 本所 TEL 42-2511

②申請書を郵送する方法

- ・必要書類を簡易書留や一般書類、レターパック（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

- ・送付先 046-0192 古平町大字浜町40番地4 古平町役場 産業課 商工観光係

※令和3年2月26日（金）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※申請書の返却はいたしません。

8 支給の決定

- ①申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付いたします。

なお、後日、交付決定通知書を発送いたします。

- ②一方、申請書類の審査の結果、本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書を発送いたします。

※審査の中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

—	右の給付日に振込むための受付期間	給付日（指定口座振込日）
第1回	6月 1日（月）～6月 5日（金）	6月18日（木）
第2回	6月 6日（土）～6月12日（金）	6月25日（木）
第3回	6月13日（土）～6月19日（金）	7月 2日（木）
第4回	6月20日（土）～6月26日（金）	7月 9日（木）
第5回	6月27日（土）～7月 3日（金）	7月16日（木）
第6回	7月 4日（土）～7月 9日（木）	7月22日（水）
第7回	7月10日（金）～7月17日（金）	7月30日（木）
第8回	7月18日（土）～7月24日（金）	8月 6日（木）
第9回	7月25日（土）～7月31日（金）	8月13日（木）
第10回	8月 1日（土）～8月 7日（金）	8月20日（木）

※以降、順次上表と同じペースで令和3年2月26日（金）まで受付

9 その他

本給付金を給付後、国の持続化給付金を返還する事態となった場合は、古平町は本給付金の決定を取り消します。この場合、申請者は、古平町が給付した給付金を返還することとなります。

10 お問い合わせ先

古平町役場 産業課 商工観光係 42-2181 (内線45・52)